

認定こども園・幼稚園・保育園の違いについて

	認定こども園	幼稚園	保育園
根拠法令	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	学校教育法に基づく学校	児童福祉法に基づく児童福祉施設
管轄	子ども家庭庁	文部科学省	子ども家庭庁
対象	0歳～小学校就学の開始期に達するまでの乳幼児	満3歳から小学校就学の開始期に達するまでの幼児	保育を必要とする0歳～小学校就学の開始期に達するまでの乳幼児
教育・保育内容の基準	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	幼稚園教育要領	保育所保育指針
入所(園)の申込	原則として、設置者と保護者との直接契約 ※保育の決定は市町村	直接、入園を希望する幼稚園に申し込む ※希望者が定員を上回る場合等は抽選等の方法をとる場合もある	市町村
1日の教育・保育時間	4時間～11時間	4時間(標準) ※預かり保育などで預かり時間が保育所と変わらないところも多い	8時間～11時間 ※保育時間終了後は延長保育を実施

※「認定こども園」は、その地域の実情やニーズなどによって、次の4種類のタイプに分かれています。

※4種類の呼び方については、その自治体により異なる場合があります。

(1) 幼保連携型

認定こども園として独立しており、「新設」「幼稚園や保育園などが認定こども園として全面的にリニューアル」のふたつのケースがあります。

幼稚園・保育園、両方の機能を兼ね備えており、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえた教育・保育が行なわれます。

(2) 幼稚園型

既存の認可幼稚園に、保育園的な機能がプラスされたもの。

保育園の機能がプラスされても基本的には幼稚園として位置付けられ、「幼稚園教育要領」に基づいた教育が行なわれます。

(3) 保育園型

既存の保育園に、幼稚園的な機能がプラスされたもの。

幼稚園的な機能がプラスされても基本的には保育園として位置付けられ、「保育所保育指針」に基づいた保育が行なわれます。

(4) 地方裁量型

地域の実情やニーズに応じて、教育・保育施設が認定こども園と同様に運営されているタイプ。

各自治体の条例に基づき「認可外施設」として運営されます。